

横須賀市乳児等通園支援事業認可・確認等要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業の認可及び認可内容の変更並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年横須賀市条例第56号。以下「認可基準条例」という。）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年横須賀市条例第42号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可・確認等を行うことを目的とする。

(定員)

第2条 乳児等通園支援事業の定員は、原則として各年齢別に定めるものとする。

2 定員を減少するときは、原則として過去2年間における利用実績を考慮して定めるものとする。

(建物の構造等)

第3条 認可基準条例第2条を満たす建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査等により問題がないまたは耐震補強済みのもの）。

(建物・設備基準)

第4条 乳児等通園支援事業の構造及び設備は、認可基準条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、横須賀市建築基準条例（昭和47年条例第32号）、

消防法（昭和23年法律第186号）のほか、次の基準による設備を有すること。

乳児室・ほふく室	利用こどもが年度途中でほふくを開始した場合でも、継続して受け入れができる面積を確保すること。
施設全般	各部屋に空調設備等を設置し、快適な環境を維持できること。

2 施設内外への出入り口施錠を行う等、利用こどもの安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

3 乳児室、ほふく室、保育室には、必要な遊具を備えるとともに、施設内に必要な医薬品等を常備すること。

（職員配置基準等）

第5条 乳児等通園支援従事者の数は、年齢別児童数を年齢別乳児等通園支援従事者配置基準数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

2 従事する職員のうち、保育士以外の従事者は、以下のいずれかの研修を修了していること。

（1）「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

（2）子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

（開所時間）

第6条 乳児等通園支援事業は、日中等、利用希望保護者が利用しやすい時間に関所すること。

（実施内容）

第7条 乳児等通園支援事業は、認可基準条例で定めるもののほか、実施方法等に応じて適宜次の各号を参考とし、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多

様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することに努めなければならない。

(1) 保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)

(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日3府省告示第1号)

(3) 幼稚園教育要領(平成元年文部省告示第23号)

(4) こども誰でも通園制度の実施に関する手引

(キャンセルポリシー)

第8条 乳児等通園支援事業は、市が別に定めるキャンセルポリシーに則り、キャンセル期日を設け、キャンセルがあった場合の利用料の徴収を行うこと。

(食事)

第9条 食事の提供の有無については、乳児等通園支援事業者が判断することであること。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行うこと。

2 食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「児童福祉施設における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)、「授乳・離乳の支援ガイド」(令和元年3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会)を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」(平成31年4月厚生労働省)を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応すること。

3 外部搬入により食事の提供を行う場合においては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の2(3)における「搬入施設から搬入を行う際の要件」を踏まえ、次の各号に留意すること。

(1) 乳児等通園支援事業を利用している乳幼児(以下「利用乳幼児」という。)に対する食事の提供の責任が当該乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること

(2) 当該乳児等通園支援業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受

けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること

(3) 調理業務の受託者を、当該乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする

(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める

4 外部搬入を行うことができる者は、次の各号のいずれかとする。

(1) 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等

(2) 当該乳児等通園支援事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業 所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(名称)

第10条 乳児等通園支援事業所の名称は、すでに認可された保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

(保険への加入)

第11条 乳児等通園支援事業者については、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入しなければならない。

第2章 社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可

(審査基準)

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者から、乳児等通園支援事業の設置認可に関する申請があった場合における法第34条の15第3項の規定による審査は、次の各号の基準によるものとする。

(1) 法第34条の15第3項第1号に定める「乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること」とは、乳児等通園支援事業を経営する事

業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないものであること。

- (２) 法第34条の15第３項第２号に定める「乳児等通園支援事業の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること」とは、次に掲げる（ア）、（イ）のいずれも満たすものであること。

(ア) 法人及びその契約担当役員が公租公課を滞納していないこと。

(イ) 横須賀市暴力団排除条例に規定する暴力団等と関係がないこと。

- (３) 法第34条の15第３項第３号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業所等（家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅型保育事業及び事業所内保育事業所）及び乳児等通園支援事業）において２年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むものであること。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の者に対して乳児等通園支援事業の認可を行う場合については、以下の条件を付することができる。

- (１) 法第34条の16第１項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (２) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。
- (３) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙１の借入金明細書、別紙２の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (４) 毎会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出

すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙 1 の借入金明細書、別紙 2 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

第 3 章 不動産の貸与を受けて設置する乳児等通園支援事業の特例

（不動産の貸与を受けて設置する場合の基本方針）

第14条 不動産の貸与を受けて乳児等通園支援事業を行う場合は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（１）賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

（２）安定的に賃借料を支払う財源が確保されていること。

（３）賃借料及びその財源が収支計算書に計上されていること。

（４）安定的な事業継続ができるよう、当該賃貸借期間が10年以上またはそれと同等と認められる場合。

第 4 章 認可及び認可内容に関する手続

（事前協議）

第15条 事業認可の申請をしようとする者は、別表 1 の書類を添付して市長に提出するものとする。

（認可及び確認の申請）

第16条 前条の協議の結果を踏まえ、乳児等通園支援事業の認可及び確認を受けようとする者は、規則第36条の36及び子ども・子育て支援法第54条の2に基づき、市長へ事業認可及び確認の申請をするものとする。

2 認可及び確認の申請をしようとする者は、別表 2 の書類を市長に提出するものとする。

（認可及び確認）

第17条 市長は、前条の規定に基づき申請された乳児等通園支援事業の認可及び確認に関して、その内容を審査し、認可及び確認の可否を申請者に対して

通知する。

- 2 市長は、審査の結果当該乳児等通園支援事業の認可及び確認をする場合は「乳児等通園支援事業認可通知書（第7号様式）」及び「特定乳児等通園支援事業確認通知書（第8号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- 3 当該乳児等通園支援事業を認可及び確認しない場合は「乳児等通園支援事業設置不認可通知書（第9号様式）」及び「特定乳児等通園事業の確認をすることができない旨の通知書（第10様式）」により、申請者に通知するものとする。

（内容変更の手続）

第18条 認可及び確認内容のうち、その運営に大きく関わる事項（定員、事業規模等）の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

- 2 認可及び確認内容のうち、定員以外の事項について変更をしようとする者は、規則第36条の36及び子ども・子育て支援法第47条に基づき「乳児等通園支援事業変更届（第11号様式）」及び「特定乳児等通園支援事業確認事項変更届出書（利用定員の変更以外）（第12号様式）」に必要な書類を添付して、市長へ届け出なければならない。
- 3 認可及び確認内容のうち、定員について変更しようとする者は、規則第36条の36第4項及び子ども・子育て支援法第54条の3で準用する同法第44条、第47条の規定に基づき、「乳児等通園支援事業変更届（第11号様式）」及び「特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書・届出書（第13号様式）」に必要な書類を添付して、市長へ届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の申請を受けた場合は、「特定乳児等通園支援事業確認変更通知書（第14号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（廃止または休止に関する協議）

第19条 乳児等通園支援事業の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長の承認を受けなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第20条 乳児等通園支援事業を廃止及び確認の辞退、又は休止しようとする者は、規則第36条の37及び子ども・子育て支援法第54条の3により準用する同法第

48条の規程に基づき、前条に定める協議後、「乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第15号様式）」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（第16号様式）」により、承認しない場合は「乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（第17号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（事業者に対する措置）

第21条 市長は、本事業の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）法第34条の17第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「乳児等通園支援事業の改善の勧告（命令）について（第18号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（2）法第34条の17第4項の規定に基づく事業の制限又は停止の命令を「乳児等通園支援事業の停止命令について（第19号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（3）法第58条第2項の規定に基づく認可の取消しを「乳児等通園支援事業の認可の取消しについて（第20号様式）」により、申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 1

横須賀市乳児等通園支援事業申込書（第1号様式）
乳児等通園支援事業実施計画書（第2号様式）
横須賀市乳児等通園支援事業収支予算書（第3号様式）
乳児等通園支援事業設備等基準適合確認表（第4号様式）
横須賀市税調査に関する承諾書
暴力団排除に係る個人情報 の 外部提供同意書
非常災害対策計画案

別表 2

乳児等通園支援事業実施計画書（第2号様式）
横須賀市乳児等通園支援事業収支予算書（第3号様式）
乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第5号様式）

誓約書（県役員等名簿）（第6号様式）
その他認可及び確認の申請に必要な書類

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

[illegible]

(別紙 2)

基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区分

[illegible]